

種苗法施行規則の一部を改正する省令案の概要

平成31年3月
農林水産省
食料産業局知的財産課

1 改正の趣旨

(1) ア 種苗法（平成10年法律第83号。以下「法」という。）第2条第7項において、農林水産大臣は農林水産省令で定める区分ごとに農林水産植物（以下「植物」という。）について品種登録の審査の指標となる重要な形質を定めることとしている。これを受けて、種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号。以下「規則」という。）別表第一において、当該区分と各区分に属する植物を定めている。

また、法第5条第1項において、品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、出願品種の属する植物の種類等を記載した願書を提出することとしている。これを受けて、規則別表第二において、当該「植物の種類」に係る学名及び和名を定めている。

イ さらに、法第21条第2項において、農業者の自家増殖には育成者権の効力が及ばないとしつつ、例外的に、同条第3項において、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物については育成者権の効力が及ぶものとしている。これを受けて、規則第16条及び別表第三において、当該「栄養繁殖をする植物」を定めている（現在356の属・種）。

(2) ア 今般、新たな植物区分の品種登録出願があったこと等に対応するため、規則別表第一及び第二に定める区分、植物の種類等を追加する等の改正を行う。

イ また、育成者権者の十分な保護を実現するとともに、植物の新品種の保護に係る他国の制度との調和を図るという観点から、平成27年度に開催された「農業者の自家増殖に関する検討会」において、「自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準」（以下「基準」という。）が決定された（別紙）ため、規則別表第三に定める植物を基準に従い新たに定める。

2 改正の内容

(1) ア 植物について定める区分の追加等（規則別表第一関係）

新たに重要な形質を定める必要がある植物の種類に係る区分及び各区分に属する植物の追加や植物名の変更等の改正を行う。

イ 出願品種の属する植物の種類追加等（規則別表第二関係）

別表第一の改正に対応した植物の種類に係る学名及び和名を追加するほか、既に規定されている植物名の変更等の改正を行う。

(2) 農業者の自家増殖に関し育成者の効力が及ぶ植物の種類追加等（規則別表第三関係）

植物を新たに定めるほか、植物名の変更等の改正を行う。

(3) その他

規則別表第四について、UPOVガイドラインに対応した植物の種類に係る植物名の変更等の改正を行う。

3 施行期日

平成31年3月26日

- 対象植物は登録品種の自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準にもとづき選定
- 基準のBの類型（現在有効な登録品種がない植物）に該当する植物を選定
- 野菜、草花類、観賞樹で31種類が該当

選定植物一覧（今回追加分）

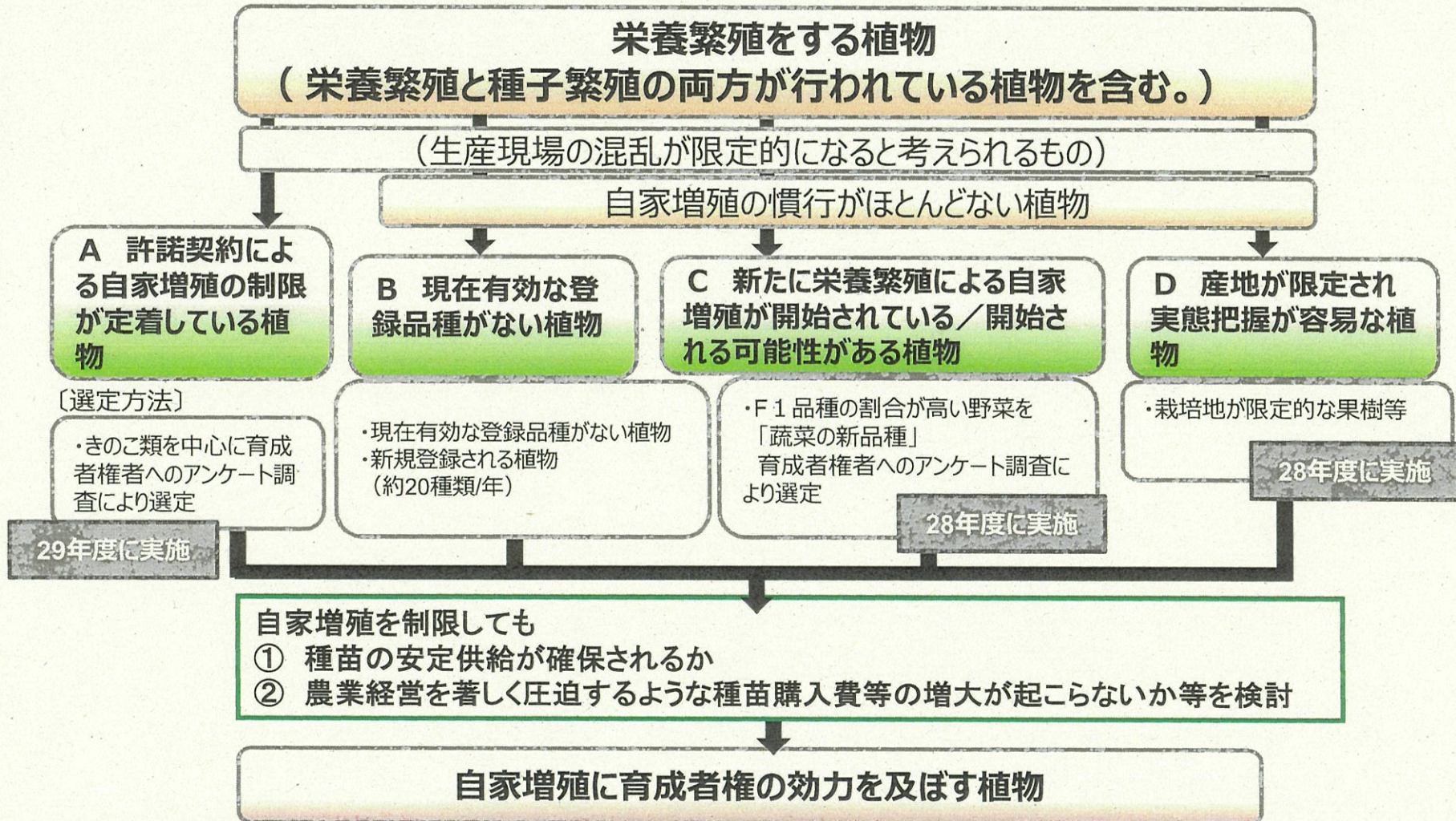
野菜	2種類	シマツナソ種、ペピーノ種
草花類	17種類	アゲラツム属、エピフィルム属、ガステラロエ属、クガイソウ属、シダルケア属、スキングラス属、センノウ属、トウゴマ属、ノウゼンハレン属、ノギリソウ属、パラハーベ属、ハンゲ属、ヒオウギ属、ヘレニウム属、メシダ属、ラシュナリア属、ロードキシス属
観賞樹	12種類	アブティロン属、グミ属、サカキ属、ササ属、シキミ属、シェフレラ属、ショウジア属、センナ属、ソケイ属、テトラテカ属、バンクシア属、ブラシノキ属

（参考）種苗法施行規則別表第三に掲載されている植物種類数

	野菜	果樹	草花類	観賞樹	きのこ	計
現行	31	9	185	98	33	356

農業者の自家増殖を制限する植物の基準

- 農業者の自家増殖に関する検討会において自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準が合意
- 同基準に基づき育成者に対するアンケート等を行い候補植物を整理し、随時、対象植物を拡大



注：この図の整理にかかわらず、契約で別段の定めをした場合は、自家増殖に育成者権の効力が及ぶ。